

2023年4月1日以降の各種お取扱いに関するお知らせ

2023年4月1日より、お客さまのニーズにあった最適で質の高い商品・サービスを提供することを目的として、各種お取扱いを以下のとおり改定いたします。

ご不明な点などございましたら、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

記

1. 「介護認知症年金支払移行特約」における移行要件の拡大

- ・介護認知症年金支払移行特約の移行要件を公的介護保険制度の「要支援1」以上に拡大いたします。
- ・介護認知症年金支払移行特約は所定の要件に該当した場合、解約払戻金額を原資として、介護認知症年金を受け取れる特約です。

■改定内容

改定前	改定後
公的介護保険制度の「 要介護1 」以上に認定 または「認知症」と診断確定	公的介護保険制度の「 要支援1 」以上に認定 または「認知症」と診断確定

2. 「介護コンシェル」の利用対象者の拡大

- ・付帯サービスの「介護コンシェル」の利用対象者を、サービスの利用申込をいただいたお客さまに拡大いたします。
- ・「介護コンシェル」は、介護・認知症に関する保障にご加入いただいたお客さま向けサービスで、お客さまの「介護」や「認知症」に関する不安やお悩みの解決を充実のサービスでサポートいたします。

■改定内容

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・介護・認知症に関する保障がある商品にご加入の契約者さま・被保険者さま ・「介護認知症年金支払移行特約」「介護年金支払移行特約」「介護認知症前払特約」のいずれかが付加されたご契約のうち、保険金・年金の受取りを開始されたご契約の受取人（被保険者）さま 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・認知症に関する保障がある商品にご加入の契約者さま・被保険者さま ・「介護認知症年金支払移行特約」「介護年金支払移行特約」「介護認知症前払特約」のいずれかが付加されたご契約のうち、保険金・年金の受取りを開始されたご契約の受取人（被保険者）さま、またはサービスの利用申込をいただいた契約者さま・被保険者さま

3. 「生存給付金支払移行特約」の移行年齢の上限撤廃、ならびに「生存給付金受取人」の指定範囲の拡大

- ・生存給付金支払移行特約の移行年齢「95歳」の上限を撤廃いたしました。
(生存給付金支払期間と生存給付金支払開始年齢の合計が105歳以下となるよう設定。)
- ・一時払商品における生存給付金受取人の指定範囲を「契約者さまの親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）および配偶者さま」へ拡大いたしました。
- ・生存給付金支払移行特約は、解約払戻金額を原資として将来の保険金等に代えて生存給付金支払に移行することができる特約です。

■ 生存給付金支払移行特約の移行年齢の上限撤廃

改定前	改定後
40歳～ <u>95歳</u>	40歳 <u>以上</u>

■ 生存給付金受取人の指定範囲の拡大

改定前	改定後
契約者さまと被保険者さまが同一人の場合、契約者さまの親族（ <u>3親等内の親族</u> ）および配偶者さまの中から8名以内	契約者さまと被保険者さまが同一人の場合、契約者さまの親族（ <u>6親等内の血族および3親等内の姻族</u> ）および配偶者さまの中から8名以内

4. 「目標値到達時継続プラン」の取扱い開始

- ・2024年4月より、「生涯プレミアムワールド5」に目標値到達時終身保険移行特約を付加されているご契約において、目標値に到達し、終身保険への移行後1年以内に、ご契約内容を変更することで、移行前と同一通貨での運用を継続することが可能になります。
- ・お取扱いの詳細につきましては、2024年4月以降に目標値に到達した際にお送りするご案内に掲載させていただきます。
(なお、2024年3月以前に目標値に到達したご契約につきましては、当プランのお取扱いができませんのでご注意ください。)

※上記内容についてお客さまのご契約内容、ご加入いただいた募集代理店によっては一部あてはまらない場合があります。

《お問い合わせ先》 T & D フィナンシャル生命 お客様サービスセンター フリーダイヤル 0120-302-572 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日等を除く)
--

以上